

兵庫県保健医療計画の改定について

平成 27 年 2 月
兵 庫 県

1 改定方針（案）

（1）基準病床数の見直し（今回諮問）

本県では、平成 25 年 4 月に保健医療計画の第 7 次改定を行ったが、基準病床数については、平成 23 年 4 月の第 6 次改定で設定した病床数を据え置いており、平成 28 年 3 月に 5 年の改定期限を迎えるため、平成 27 年度中に見直しを行う。

（2）地域医療構想の策定（新年度諮問予定）

昨年 6 月の医療法改正により保健医療計画において定めることとされた「地域医療構想」については、現在、国において検討されている「地域医療構想策定ガイドライン」の内容を踏まえ、平成 27 年度から策定に取り組む。

2 基準病床数の見直し

国の定める基準により、療養病床及び一般病床は 2 次保健医療圏域ごと、精神病床、結核病床、感染症病床については全県を一圏域として、見直しを行う。

（1）入院患者調査の実施

基準病床数の見直しの基礎資料とするため、県民の受療動向に関する入院患者調査を実施する。

ア 調査内容

県内の一般病床・療養病床を有する医療機関を対象として、患者の居住市町、性別、年齢、病名、病床種別等を調査

（※）従前行っていた医療施設調査は実施しない。

〔 病床機能報告制度による報告内容や兵庫県医療機関情報システム、「将来の病床数の必要量」を推計するために活用する NDB 等を用いることにより対応が可能であるため 〕

イ 調査基準日

平成 27 年 3 月 3 日

ウ 調査方法

外部委託により実施

（2）基準病床数見直しに向けた検討

従前の基準病床数見直しの際と同様、医療審議会のもと、保健医療計画部会や圏域健康福祉推進協議会医療部会を活用し、全県及び圏域での検討を進める。

ア 医療審議会保健医療計画部会

入院患者調査の調査内容等の検討、調査結果の報告 等

イ 圏域健康福祉推進協議会医療部会

入院患者の調査結果報告 等

（参考）平成 26 年 10 月時点での入院患者調査実施を見送った理由

（ア）病床機能報告制度の導入に伴うもの

同制度による報告は平成 26 年 10 月から 11 月中旬までに行う必要があり、本県の医療需給調査を従来の時期（保健医療計画改定予定時期の 1 年 6 ヶ月前）に行った場合には、医療機関に対し調査回答の負担を同時期に重複してかけることになること。

（イ）地域医療構想策定に伴うもの

同制度により報告された情報等を活用して策定する地域医療構想と現在の基準病床数制度との関係が不明確であること。

3 地域医療構想の策定

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要や医療機能毎の将来の必要量を推計するとともに、将来の目指すべき医療提供体制を示す地域医療構想を策定し、保健医療計画に新たに追加する。

(1) 医療需要等の推計

地域医療構想策定の基礎資料とするため、病床機能報告制度による医療機関からの報告内容やDPCデータ等を活用し、構想区域（2次保健医療圏域を想定）ごとの医療需要や医療機能の将来の必要量を推計する。

ア 推計内容

(ア) 医療機能毎の医療需要

DPCデータや性・年齢階級別の人口の伸び等を活用し、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの1日当たり入院患者数を推計

(イ) 医療機能の将来の必要量

上記の医療需要及び病床稼働率を活用し、医療機能ごとの病床の必要量を推計

イ 推計時点

平成37年（2025年）

ウ 推計方法

外部委託により実施

(2) 地域医療構想策定に向けた検討（案）

地域医療構想は保健医療計画の一部となることから、医療審議会のもと、保健医療計画部会や圏域健康福祉推進協議会医療部会等を活用し、全県及び圏域での検討を進める。

ア 地域医療構想検討委員会（全県）

(ア) 構成メンバー：医療審議会保健医療計画部会の構成員

(イ) 検討事項：医療需要等の分析・推計の評価、構想区域での構想案の策定支援 等

イ 地域医療構想圏域別検討委員会（構想区域単位に設置）

(ア) 構成メンバー：圏域健康福祉推進協議会医療部会の構成員に、医療保険団体、圏域内の国公立・公的病院、民間病院、有床診療所の代表者等を加えて圏域ごとに構成

(イ) 検討事項：目指すべき将来の医療提供体制を実現するための施策の検討 等

4 今後のスケジュール

別紙のとおり

(別紙) 今後のスケジュール

年月	基準病床数の見直し	地域医療構想	
平成 27 年 2 月	医療審議会保健医療計画部会 ・改定に係る諮問 ・改定方針 ・調査票案		
3 月	入院患者調査の実施 調査票集計	地域医療構想策定ガイドライン(仮称)発出(厚生労働省)	
4 月 ～ 6 月	調査結果の分析	保健医療計画部会 ・構想策定に伴う医療計画改定に係る諮問 ・策定方針等の協議 ※同部会を地域医療構想検討委員会(第1回)として位置づけ	
		圏域における地域医療構想圏域別検討委員会の構成検討	
		医療需要、医療機能の必要量推計 (以下、予定)	
		地域医療構想検討委員会 (保健医療計画部会)	地域医療構想圏域別検討委員会
			第1回 ・進め方等の協議
7 月 ～ 9 月	医療審議会保健医療計画部会 ・調査結果について 基準病床数見直しの検討	第2回 ・事務局による推計内容への評価・助言	第2回 ・推計内容の報告 ・構想区域における施策検討
10 月 ～ 12 月		第3回 ・圏域検討委員会で検討されている施策案の評価・助言	第3回 ・構想区域における施策検討
平成 28 年 1 月 ～ 3 月	医療審議会保健医療計画部会 ・基準病床数改定案 ・改定に係る答申	第4回 ・全圏域の施策案とりまとめ ・構想策定に伴う医療計画改定に関する答申	第4回 ・構想区域における施策とりまとめ
4 月	告示		
4 月以降			
		医療計画告示	